

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

平成31年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町産業廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和160番1、同160番2、同227番、字美留和原野49線西4番4、同4番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「平成9年改正法」という。）による改正前の法第15条の許可又は届出に係る廃棄物処理施設には「維持管理に関する計画」の策定が義務づけられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受けるまでの間は、維持管理情報等の公表に係る改正規定のうち「維持管理に関する計画」を公表する部分については適用しません。

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量
- 2 最終処分場維持管理状況
- 3 最終処分場残余容量の測定
- 4 廃棄物の展開検査
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（上流）
 - (2) 地下水観測井（下流）
 - (3) 浸透水観測井

1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 金属くず	4,880	3,980	570	260	1,960	1,310	7,020	3,890	10,460	260	180	0	34,770
② ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	4,200	1,830	470	4,360	0	90	15,460	1,720	3,920	50	30	10	32,140
③ 工作物の除去に伴って生じたコンクリート	146,550	62,000	61,680	14,620	850	8,670	65,500	36,560	38,030	510	0	12,210	447,180
④ 舗装の破片	0	0	0	0	3,430	0	25,440	0	0	0	0	30	28,900
⑤ 廃プラスチック類	5,720	11,070	6,960	640	1,520	110	730	35,480	6,160	660	2,180	8,350	79,580
⑥ ①～⑤の混合物	51,880	28,190	13,900	49,540	8,380	5,080	22,290	56,130	46,510	10,260	2,220	10,560	304,940
合計	213,230	107,070	83,580	69,420	16,140	15,260	136,440	133,780	105,080	11,740	4,610	31,160	927,510

2 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第7号）

維持管理の状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	点検日	4月26日	5月31日	6月28日	7月31日	8月30日	9月20日	10月31日	11月29日	12月30日	1月31日	2月28日	3月31日
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
	必要な措置を講じた日												
	措置の内容												

3 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第19号）

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量
残余容量	年1回	3月31日	1,511	100,953	214,775

4 廃棄物の展開検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ロ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	105回	70回	58回	51回	37回	28回	74回	92回	90回	22回	12回	39回	678回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入が認められた日													

5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等

(1) 地下水観測井（上流）

採水場所： 弟子屈町字美留和160番3

① 毎月検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月17日	5月15日	6月5日	7月3日	8月7日	9月4日	10月2日	11月6日	12月4日	1月8日	2月5日	3月4日
結果の得られた日	4月24日	6月7日	6月13日	7月16日	8月19日	9月11日	10月9日	11月26日	12月12日	1月17日	2月17日	3月13日
塩化物イオン	9	9	8	8	9	8	8	8	8	7	8	9
電気伝導率	22	21	23	21	22	21	20	20	19	19	21	20
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年 1 回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	項 目	項 目	項 目
採取した日	5月15日	トリクロロエチレン	< 0.001
結果の得られた日	6月7日	テトラクロロエチレン	< 0.001
アルキル水銀化合物	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001
シアン化合物	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002
		チウラム	< 0.0006
		シマジン	< 0.0003
		チオベンカルブ	< 0.002
		ベンゼン	< 0.001
		セレン及びその化合物	< 0.001
		1,4-ジオキサン	< 0.005
		塩化ビニルモノマー	< 0.0002
		異常の有無	無
		必要な措置を講じた日	
		講じた措置の内容	

(2) 地下水観測井(下流)

採水場所: 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月17日	5月15日	6月5日	7月3日	8月7日	9月4日	10月2日	11月6日	12月4日	1月8日	2月5日	3月4日
結果の得られた日	4月24日	6月7日	6月13日	7月16日	8月19日	9月11日	10月9日	11月26日	12月12日	1月17日	2月17日	3月13日
塩化物イオン	6	7	8	6	10	8	7	7	8	7	7	8
電気伝導率	65	55	62	59	39	51	51	49	44	35	50	56
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年 1 回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	項 目	項 目	項 目
採取した日	5月15日	トリクロロエチレン	< 0.001
結果の得られた日	6月7日	テトラクロロエチレン	< 0.001
アルキル水銀化合物	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001
シアン化合物	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002
		チウラム	< 0.0006
		シマジン	< 0.0003
		チオベンカルブ	< 0.002
		ベンゼン	< 0.001
		セレン及びその化合物	< 0.001
		1,4-ジオキサン	< 0.005
		塩化ビニルモノマー	< 0.0002
		異常の有無	無
		必要な措置を講じた日	
		講じた措置の内容	

(3) 浸透水観測井

採水場所： 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月17日	5月15日	6月5日	7月3日	8月7日	9月4日	10月2日	11月6日	12月4日	1月8日	2月5日	3月4日
結果の得られた日	4月24日	6月7日	6月13日	7月16日	8月19日	9月11日	10月9日	11月26日	12月12日	1月17日	2月17日	3月13日
生物化学的酸素要求量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.8	0.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項 目	項 目	項 目
採取した日	5月15日	トリクロロエチレン < 0.001
結果の得られた日	6月7日	テトラクロロエチレン < 0.001
アルキル水銀化合物	< 0.0005	ジクロロメタン < 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素 < 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン < 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン < 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン < 0.004
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン < 0.001
シアン化合物	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン < 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン < 0.0002
		チウラム < 0.0006
		シマジン < 0.0003
		チオベンカルブ < 0.002
		ベンゼン < 0.001
		セレン及びその化合物 < 0.001
		1,4-ジオキサン < 0.005
		塩化ビニルモノマー < 0.0002
		異常の有無 無
		必要な措置を講じた日
		講じた措置の内容